

厚生労働大臣指定

「教育訓練給付制度指定講座」開始

平成 22 年 10 月 1 日から

☆ 大型免許 ☆ 大型特殊免許

八日市場自動車教習所では、平成 22 年 10 月 1 日付けで、教育訓練給付金の支給対象となる厚生労働大臣指定講座を運営する教育訓練施設(自動車教習所)になりました。

教育訓練の講座は次の 3 講座です。

- ①大型自動車免許(中型 8t 限定免許所持者)
- ②大型自動車免許(普通免許所持者)
- ③大型特殊自動車免許(大型、中型、普通免許所持者)

指定講座(3 講座)については、「手続きの流れ」欄記載のとおり支給資格の確認をした後、入校手続きをお願いします。詳しいことについては、八日市場自動車教習所《TEL0479-72-0934》に確認して下さい。

教育訓練施設名 八日市場自動車教習所 (施設番号 12167)

| 支給対象講座 | 訓練期間 | 実施方法 | 総訓練時間 | 教育訓練費 (円) | | | 給付金予定額 (円) | 指定番号 |
|----------------------------------|------|------|-------|-----------|---------|---------|------------|--------------|
| | | | | 入学料 | 受講料 | 合計 | | |
| 大型自動車免許取得講座 (中型 8t 限定免許所持者) | 1 ヶ月 | 通学 | 18 時間 | 63,000 | 170,625 | 233,625 | 46,725 | 121671020016 |
| 大型特殊自動車免許取得講座 (普通、中型、大型免許所持者) | 1 ヶ月 | 通学 | 6 時間 | 47,250 | 39,900 | 87,150 | 17,430 | 121671020029 |
| 大型自動車免許取得講座 (普通免許所持者) | 1 ヶ月 | 通学 | 27 時間 | 63,000 | 257,250 | 320,250 | 64,050 | 121671020031 |

★教育訓練給付制度とは?

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給される制度です。

★支給額は?

受講者本人が教育訓練施設(自動車教習所)に対して支払った教育訓練経費の 20%に相当する額です。(上記支給対象講座表を参照)

支給は、教育訓練の受講終了日の翌日から起算して 1 カ月以内に支給申請することが必要です。ただし、その 20%に相当する額が、10 万円を超える場合の支給額は 10 万円であり、4 千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されません。

★支給対象者

◎雇用保険の一般被保険者の方

厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日において、雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

◎雇用保険の一般被保険者であった方

受講開始日に於いて一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年(適用対象期間の延長が行われた場合には最大4年)であり、かつ支給要件が3年以上ある方

○ 受講者本人が支給対象者であるかについては、入所前に「教育訓練給付金支給要件照会票」を居住地を管轄するハローワークに申請し確認してください。「教育訓練給付金支給要件照会票」はハローワークに請求して記入して下さい。

給付金は、講座が修了した時点で、修了証明書を交付いたしますので、修了証明書と領収書等、必要書類を持って卒業後1カ月以内にハローワークに申請して下さい。

★給付に該当しない費用<以下の費用に関しては給付金の給付対象外となります。>

- ・技能検定料(修了検定、卒業検定) ・仮免申請代
- ・事務手数料 ・規定教習時限をオーバーした場合の技能教習料 ・写真代
- ・その他

★手続きの流れ

| | |
|-----------|---|
| 1 受給資格の確認 | ハローワークにて、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入、提出して受給資格を確認し、回答書をもらいます。 《ハローワークへ持参するもの》 「教育訓練給付金支給要件照会票」(必要事項を記入したもの) その際、本人・住所の確認できる書類(「運転免許証」、「住民票」、「雇用保険受給資格者証」、「国民健康保険被保険者証」又は「印鑑証明書」。ただし、いずれもコピー可)を添付 |
| 2 入所手続き | 入所の際、次の物を提出して下さい。 自動車運転免許証 (IC免許の方は、本籍地の記載されている住民票をお持ちください。) 印鑑(シャチハタ以外の認印) 教育訓練給付金支給要件照会回答書 入所持納入金(料金表をご確認下さい。) |
| 3 教習等 | 各教習を受講します。 |
| 4 給付金の申請 | 講習終了後、当教習所より「教育訓練修了証明書」、「領収書」等を交付します。 教育訓練終了日の翌日から起算して1カ月以内にハローワークにて支給申請手続きを行って下さい。期間を過ぎると申請が受け付けられません。 |

※ 注意事項

本給付制度は、指定自動車教習所の教習制度とは異なる雇用保険上の制度ですのでご注意ください。

また、虚偽の申請及び不正な行為により訓練給付を受けた場合、罰則があります。

申告に当たっては、十分に訓練給付制度のご理解をお願いします。